

仕様書

1. 業務名称

「令和7年 城東区人権サミット」開催にかかる舞台演出・操作（舞台機構・舞台音響・舞台照明・映像機器）等技術提供業務委託

2. 契約期限

契約締結後から令和7年12月12日（金）まで

3. 履行場所

城東スギタクレストホール（以下、「区民センターホール」という。）
大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区複合施設2階 城東区民センター）

4. 業務の概要

本業務は、令和7年12月6日（土）に区民センターホールにおいて開催予定の「令和7年城東区人権サミット」（詳細は別紙1参照）実施に際し、当区民センターホール舞台設備を用いた演出計画の策定及び当日の操作等の技術的役務を供するなど、下記①～④の業務を行い当該事業の円滑な進行に資するものとする。

- ① 施設の舞台機構、音響、照明の設備・機器・備品の整備、操作（映像機器及びスクリーンの昇降含む）及び管理・運営（タイムスケジュール等については別紙1のとおり）
- ② 横断幕設置のため、吊バトンの昇降
- ③ 上記業務に関する委託者、城東区民センター指定管理者との相談、技術打合せ
- ④ その他、この仕様書に定めのない事項については、書類等により確認を行うとともに、当区の指示を遵守すること

5. 城東区民センター対象舞台設備概要

別紙2のとおり

6. 業務の管理

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき業務履行計画、実施体制、安全対策等の管理体制について策定し、本市に説明のうえ承諾を得ること。
- (2) 受注者は、業務現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。
- (3) 受注者は、業務の履行に際して大阪市区役所附設会館条例及び規則を順守すること。

7. 業務責任者

受注者は業務従事者より1名業務責任者を選任のうえ、次の業務を行わせること。

- ア 業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。
- イ 委託業務に関連する事項について本市と協議し、その指示に従い、本市担当者との連絡調整を図ること。

8. 業務従事者

業務従事者については、下記の条件を満たすものであること。

- (1) 委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。
- (2) 委託業務履行にあたり、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護を遵守できる者であること。

9. 備品の貸与等

- (1) 本市は、委託業務の履行に必要な備品・機器について、本市が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。
- (2) 貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持ち出しは禁止する。

10. 秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

11. 鍵の管理

- (1) 業務の実施にあたり、受注者が指定管理者より借り受けた鍵を紛失した場合は、指定管理者に確認の上、受注者の負担により錠の交換を行う。
- (2) 受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。
- (3) 受注者は本市に無断で委託業務以外の目的に鍵を使用してはならない。

12. 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、契約期限までに本市に業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 本市は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

13. 再委託について

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

- (4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務において、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 経費の負担

本業務にかかる人件費及び使用する制服・用具の一切は、受注者の負担とする。

ただし、地震・風水害・降雪・事件・事故等により、開催の延期・中止・縮小する場合は、本市と受注者で協議のうえ、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更を行う。

なお、契約変更の結果、経費の精算が必要である場合は、係る費用を支払うものとする。

15. 特記事項

- (1) 舞台設備については高度な演出が可能な反面、重大事故のインシデントを含むことから、施設指定管理者により別紙3のとおり注意事項が定められている。受注者は本注意事項について、疑義があれば応札前に「16. 施設指定管理者」に質すなどよく理解し、遵守のうえ本業務に臨むこと。本注意事項を遵守するための諸経費（舞台設備管理者の手配またはイベント損害保険加入料など）については受注者の負担とする。また、受注者は業務中に生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。なお、舞台設備の操作にあたり本市所定の誓約書を提出すること。
- (2) 受注者は、当日の進行等について、本市及び指定管理者と十分な打合せを行い、指示にしたがうこと。また、指定管理者が必要と認めた場合は指定管理者による立ち合いを承諾すること。
- (3) 業務履行中に生じた本市仕様書に記載のない疑義が生じた際は、都度本市と協議を行うこと。
- (4) 受注者は施設内の駐車場を利用する際は一般車両と同様に有料となる。

(参考) 有料駐車場 (1階・屋根あり) 車高制限: 3.2m

料金詳細: 最初の 60 分まで 300 円 / 以降 30 分毎 200 円

(5) その他、この仕様について疑義が生じた場合は、応札前に所定の方法にてよく質しておくこと。契約締結後に生じた疑義は本市の解釈とする。

16. 施設指定管理者

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

電話: 06-6932-2000

17. 事業担当

大阪市城東区役所市民協働課 (市民活動支援グループ) (担当者: 森・山内)

大阪市城東区中央3丁目5番45号 (城東区役所3階35番窓口)

電話: 06-6930-9093

FAX: 050-3535-8685

令和7年 城東区人権サミット 概要

1. 開催日時・場所

令和7年12月6日（土） 14時00分～16時00分 城東区民センター ホール

2. イベント概要

「外国人の人権」をメインテーマとし、特に「多文化共生によるコミュニティづくり」を中心とした人権啓発イベント。2部制とし1部を外部講師による基調講演。2部を外部講師含めたシンポジウムとする。過去の開催動画などを[こちら](#)で公開しているので参考とすること。

3. タイムスケジュール（予定）

時間	内容	備考
9時30分	技術者会場到着・技術者→舞台設置、音響、照明調整	
13時00分	開場前最終打合せ・調整	
13時30分	開場	
14時00分	開演・1部開始	
14時45分	1部終了・休憩15分	
15時00分	2部開始	
15時50分	2部終了	
16時00分	終演	
17時00分	設備撤収・業務完了	

城東スギタクレストホール音響設備

別紙 2

名称		数量	メーカー	型番	備考
音響操作卓 (デジタルミキサー)		1 台	YAMAHA	LS9-32	32 入力
リモートコンソールユニット		1 台	TOA	D-2012C	
デジタルミキシングプロセッサー		1 台	TOA	D-2008SP	
デジタルパワーアンプ 150W×4ch		1 台	TOA	DA-150FH	
デジタルパワーアンプ 250W×4ch		2 台	TOA	DA-250F	
デジタルパワーアンプ 150W×4ch		2 台	TOA	DA-550F	
周辺機器 ワゴン	ラインコンバーター	1 台	タスカム	LA-80MKIII	
	ソリッドステートレコーダー	1 台	タスカム	SS-CDR200	
	CD プレイヤー	1 台	TOA	CD-50	
	ダブルオートリバーカセットデッキ	1 台	TOA	202MK6	
ミキサー ワゴン	リモートコンソールユニット	1 台	TOA	D-2012C	
	ラインコンバーター	1 台	TOA	LA-80MKIII	
	ソリッドステートレコーダー	1 台	タスカム	SS-CDR200	
	ダブルオートリバーカセットデッキ	1 台	タスカム	202MK6	
メインスピーカー		2 式	TOA	SR-H3L+SR-H2S	
サブスピーカー		2 式	TOA	SR-H3S	
サブウーハー		2 台	TOA	FB-120B	キャスター付
広指向性天井埋込型スピーカー		12 台	TOA	F-2351C	
ステージスピーカー		2 式	TOA	SR-F05+SR-L05	ドリー付
移動型スピーカー		4 式	TOA	SR-F05+ST-34B	スタンド式
デジタルワイヤレスチューナー		1 台	TOA	WT-D1804 (4ch)	同時受信 6 波 800MHz B 帯
デジタルワイヤレスチューナー		1 台	TOA	WT-D1802 (2ch)	
ダイナミックマイクロホン A		6 本	SHURE	SM57-LCE	
ダイナミックマイクロホン B		6 本	SHURE	SM58-LCE	
ダイナミックマイクロホン C		4 本	SHURE	SM58SE	
コンデンサーマイクロホン A		4 本	AKG	C451B	
コンデンサーマイクロホン B		2 本	AKG	C568B	
コンデンサーマイクロホン C		6 本	AMCRON	PCC-16	
ワイヤレスマイクロホン (ハンド型)		6 本	TOA	WM-D1200	
ワイヤレスマイクロホン (ピン型)		6 本	TOA	WM-D1300	
マイクスタンド (卓上型)		6 本	TOA	ST-66A	
マイクスタンド (床上型)		4 本	K&M	ST-310F	
ブーム型マイクスタンド A		10 本	K&M	ST210B	
ブーム型マイクスタンド B		4 本	カナレ	ST259B	
16ch マルチケーブル		2 台	カナレ	161C10-E3	
16ch パラボックス		2 台	カナレ	16J12F12	

城東スギタクレストホール照明設備

【照明灯体類】(調光操作卓 50ch 最大制御調光回路数 512 回路)

名称	数量	回路	仕様	備考
第1 ボーダーライト	9	8	200W ミニハロ	舞台上前前方からの照明
第2 ボーダーライト	9	8	200W ミニハロ	舞台上部中央からの照明
第1 サスペンションライト	10	12	1000W ハロゲン平凸	舞台上部前方からの照明
	14	12	1000W ハロゲンフレネル	
第2 サスペンションライト	10	12	1000W ハロゲン平凸	舞台上部中央からの照明
	14	12	1000W ハロゲンフレネル	
アッパーホリゾンライト	64	8	300W ハロゲン	上部からホリゾン幕への照明 4色配線
ローアホリゾンライト	9	8	300W ハロゲン×8灯	床面からホリゾン幕への照明 4色配線
天井反射板ライト1	20	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
天井反射板ライト2	20	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
天井反射板ライト3	10	3	53.5W LED	音響反射板天井からの照明
フロントサイドスポット	16	8	1000W ハロゲン平凸	下・上各4客席左右から舞台への照明
ピンスポットライト	1	1	1000W クセノン	調整室から舞台への照明

【照明ケーブル類】

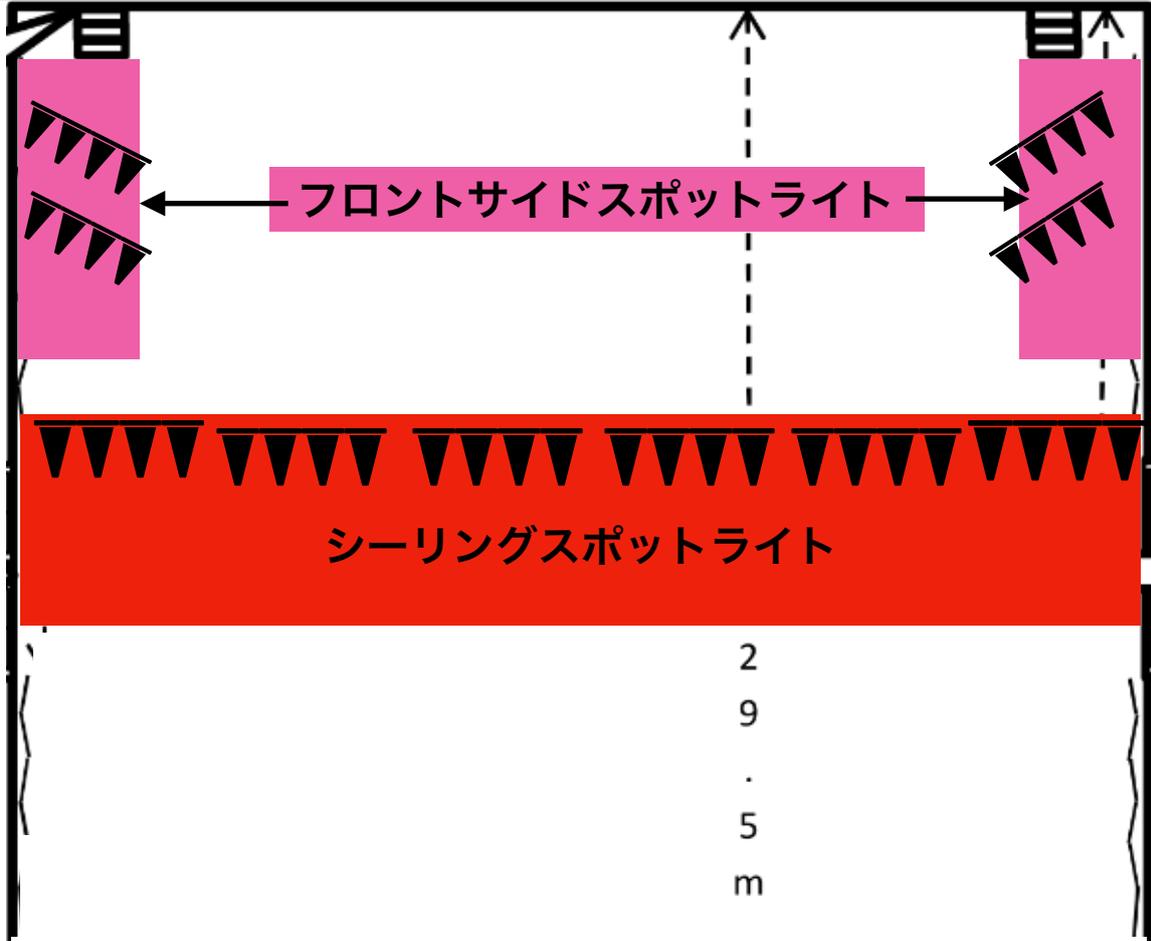
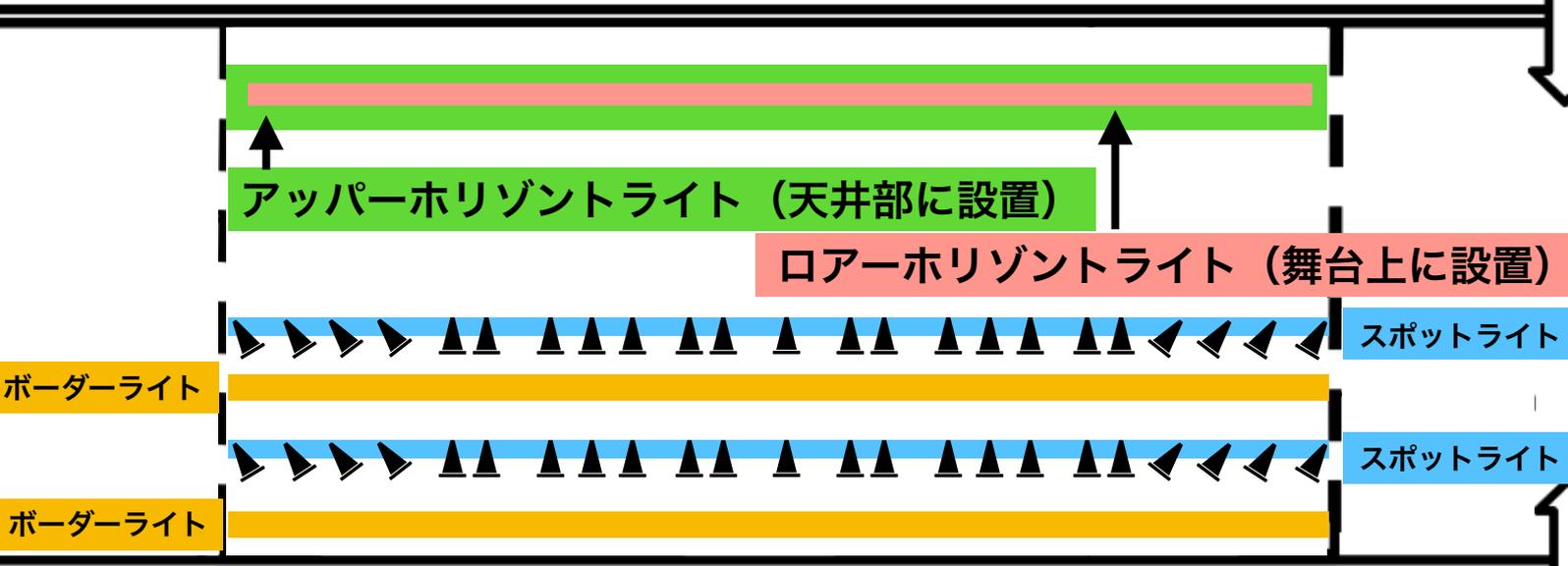
名称	数量	仕様	備考
延長ケーブル	1	C30-C30 - 10m	5.5° × 3C
延長ケーブル	1	C30-C30 - 5m	
延長ケーブル	1	C30-C30 - 3m	
延長ケーブル	1	C30-C20 - 10m	3.5° × 3C
延長ケーブル	1	C30-C20 - 5m	
延長ケーブル	1	C30-C20 - 3m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 10m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 5m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 3m	
延長ケーブル	1	C20-C20 - 2m	

【スタンド・ハンガー・操作棒】

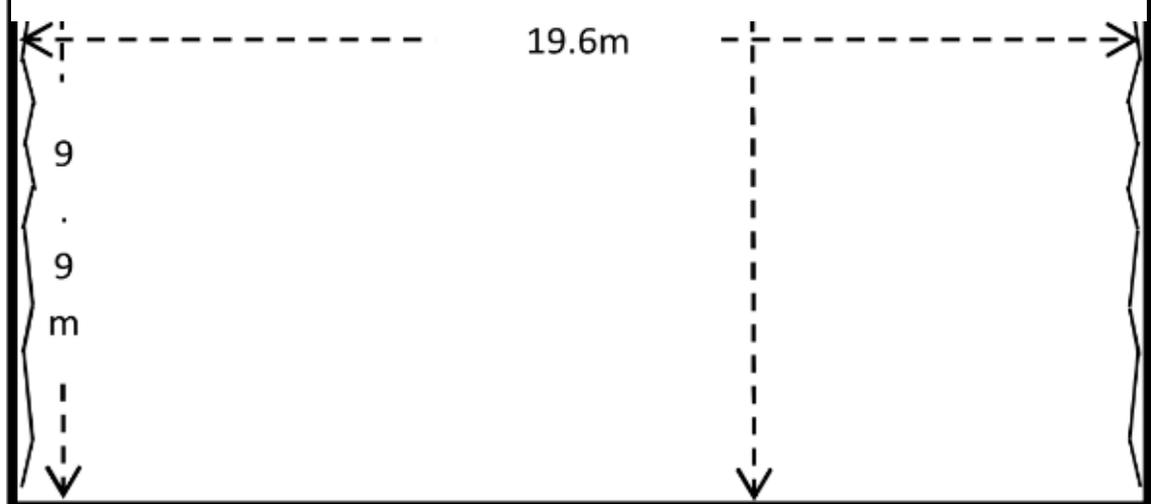
名称	数量	名称	数量
ハイスタンド	2本	ロースタンド	2本
3連トンボ	2本	小ベース	2枚
ボーダーハンガー	8本	操作棒	2本

城東スギタクレストホール映像設備

名称	数量	メーカー	型番	備考
プロジェクター	1台	日立	CP-WU9410J	
マルチスイッチャー	1台	興和	D-2012C	
ラインコンバーター	1台	タスカム	D-2008SP	
BD / DVD デッキ	1台	パイオニア	DA-150FH	
接続コネクターパネル	1台			
RGB→5BNC 10m	1台	イメージニクス	HDP-LD10	
ステレオミニ→RCA×2	1台			2m
ダイレクトボックス	1台	Radial	JPC	



ホール舞台照明・各灯体の設置図



【重要】特定舞台設備使用に際しての注意事項

①特定舞台設備と舞台技術者について

- ・城東区民センターのホールに設置されている以下の設備を**特定舞台設備**と呼びます。

「舞台音響設備、舞台客席照明設備、舞台機構操作盤、昇降式スクリーン、昇降式スクリーン用プロジェクター、反響板、吊りバトン、各種舞台幕」

・特定舞台設備を使用する際は設備保全や重大事故防止のため十分な知識と経験を有している専門家（以下、舞台技術者と言います）の手配が必要です。**舞台技術者以外（城東区民センター指定管理者を含む）は上記設備の操作を行えません**のでご注意ください。

・特定舞台設備（舞台技術者の手配）が必要なイベントを行う際は、特定舞台設備と会館の保全のため、必ず利用者・舞台技術者・指定管理者の三者を交えた打合せを行い、イベント内容の精査や舞台技術者が知識と経験を有しているか確認を行わせていただきます。

（指定管理者がそれらを不適切と判断した場合や打合せを行えない場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、設備が使用できないことによって生じた損害に対して、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません）

・上記の精査を終えた後に、「特定舞台設備の使用許可」を出します。**「会館の使用許可書」を発行した時点では「特定舞台設備の使用許可」は出していないのでご注意ください。**

・打合せはイベント開催日の2ヶ月前を目安に案内のご連絡をさせていただきますので、必ず連絡を取れるようにしておいてください。

②舞台技術者の手配について

- ・舞台技術者の手配は利用者で行って頂きます。指定管理者は舞台技術者の手配を行いません。

- ・舞台技術者に心当たりがない場合は、**指定管理者にご相談して頂ければ舞台技術者を紹介させていただきます。**

・指定管理者が紹介する舞台技術業者は特定舞台設備に関する保守点検業務を行っており、後述の「舞台設備管理業務」も兼ねて行うことができるため、**指定管理者が紹介する舞台技術者に発注を行う場合は、舞台設備管理者の発注を行う必要はありません。**

・指定管理者に舞台技術業者の紹介を求める場合、イベント開催日の2ヶ月前までに下記問い合わせ先にお申し出ください。

・利用者と舞台技術業者との直接契約となるため、舞台技術者派遣料の見積や特定舞台設備の使用に関する相談はすべて舞台技術業者と直接行ってください。また、指定管理者が紹介する舞台技術業者との間で、契約が成立しなかった場合は別の業者を利用者自身で手配してください。指定管理者は関与しません。

③舞台設備管理者について

・**利用者が独自で手配した舞台技術者が特定舞台設備を使用する際**、特定舞台設備の保全と管理及び重大事故防止のため、指定管理者が紹介する舞台設備管理者の手配をお願いしております。**（舞台設備管理者の発注は任意のため、派遣料（人件費）は利用者の負担となります。指定管理者は設備管理業務を行えませんので、イベントの安全、円滑な運営のためにも派遣を推奨しております）**

・舞台設備管理者は舞台技術者に対し、特定舞台設備に関する説明や質問への回答、持ち込み機材等が問題なく使用できるかの精査、トラブル時の対応などを行うことで、イベントを安全、円滑に進行させるための設備管理業務を行います。

・舞台設備管理者の発注を行って頂ける場合は、発注や請求などの契約は打合せ時に行います。事前の見積やその他質問等は下記問い合わせ先にお問合せください。

④舞台設備管理者の発注をしない場合

・（別添）「城東スギタクレストホール舞台設備等使用申込書」に記載する確認事項に全て同意・承諾の上、使用していただく必要があります。

・利用者が手配した舞台技術者が、特定舞台設備等に対し損害を発生させた時の賠償責任の担保のため、**「イベント損害保険」**に必ず加入して頂きます。

- ・どのような「イベント損害保険」に加入するのかが利用者自身でご検討をお願いします。

- ・打合せ時に「イベント内容」「舞台技術者」「イベント損害保険の内容」を精査します。

・問題がないと判断した際は、「イベント損害保険の契約書の写し」と「舞台設備使用申込兼誓約書」を提出して頂きますので、「イベント損害保険の契約書の写し」を必ず打合せ時に持参してください。

・「誓約書」と「イベント損害保険の契約書の写し」の提出を拒否された場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございます。

- ・また、それに際して生じた損害に対し、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません。

区役所附設会館条例【抜粋】

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用を許可してはならない。

(2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行会館からの退館を命ずることができる。

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 建物の設計図作成
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。